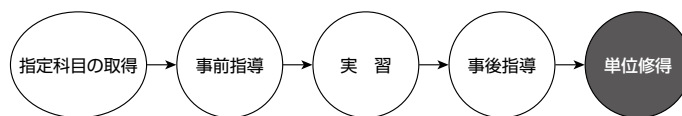


実習について

教育実習、養護実習、保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習、看護実習、博物館実習、介護体験実習等の概要についてまとめたものです。各実習の詳細、申込み手続きについては、各実習ごとの「手引き」によりますが、まず自分の該当する実習のアウトラインをつかんでください。

「実習」の流れ



No.	実習の種類	該当する免許・資格	実習期間
1.	幼児教育実習	幼稚園教諭一種・二種	4 週間
2.	初等教育実習	小学校教諭一種・二種	4 週間
3.	中学校教育実習	中学校教諭一種・二種	4 週間
4.	高等学校教育実習	高等学校教諭一種	2 週間
5.	養護実習	養護教諭一種	4 週間
6.	保育実習	保育士資格	[保育実習] を参照
7.	社会福祉援助技術現場実習	社会福祉士受験資格、高等学校教諭一種（福祉）	24日間
8.	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉士受験資格	24日間
9.	介護実習	高等学校教諭一種（福祉）	10日間
10.	看護実習	養護教諭一種	6 日間
11.	博物館学実習Ⅰ	博物館学芸員	※
12.	博物館学実習Ⅱ	博物館学芸員	2 週間を原則
13.	介護体験実習	小・中免取得者	7 日間

※「博物館学実習Ⅰ」は事前指導と事後指導において実施します。

介護等体験実習（小・中免取得者）

平成10年度より、小学校および中学校の教諭の教員免許状の授与を受けようとする方は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定められている通り、7日間の「介護等体験」が必要です。

本学では、学生指導の徹底を図るため、授業科目として単位化（介護等体験実習…1単位）を図っており、本科生（課程正科生含む）で、この適用を受ける方については、介護等体験に係る科目を履修科目としています。

※本学では、科目等履修生としては、介護等体験に係る登録履修および指導・斡旋等は一切行わないので留意してください。

・介護体験実習が免除される者

(1) 平成10年3月31日以前において大学等に在籍した者で、卒業するまでに小学校または中学校の教諭の専修もしくは一・二種のいずれかの免許状取得に係る所要資格を得ている者

(2) 既に教員職員免許法別表1により小学校または中学校の教諭の普通免許状を所持している者で次のいずれかに該当する者

- ① 二種免許状を当該一種免許状に上進する場合
- ② 既に中学校の免許状を所有し、小学校の免許状を取得する場合
- ③ 既に小学校の免許状を所有し、中学校の免許状を取得する場合

(3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条第3項の規定により、「同法律の施行について」により介護等体験を必要としない者

- ① 保健婦もしくは保健師の免許を受けている者
- ② 助産婦の免許を受けている者
- ③ 看護婦もしくは看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護婦もしくは准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者

(4) 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級である者として記載されている者

(5) 平成9年度に大学に在学（学生、大学院生、科目等履修生いずれでもよい）し、引き続き平成10年度以降も途切れることなく在籍し、卒業・修了するまでに小学校または中学校の教諭の普通免許状取得の所要資格を得た場合は、介護等体験は不要。

実施時期

介護等体験実習の実施時期については、特別支援学校・社会福祉施設ともに各都道府県によってさまざまであり、手続期間も都道府県により異なります。

実施期間の希望を考慮するところもあれば、体験できない時期を申し出るよう指示するところもあります。どちらの場合も調整業務を行う教育委員会や社会福祉協議会が日程を決定し、大学を通して各学生へ通知しま

す。学生は指定された日程で体験を行い、変更することはできません。

本学では介護等体験実習の履修年次を定めているため、10月生においては該当年次に達する後期（10月から3月）に限定されますのであらかじめご了承ください。また都道府県によっては体験年次が指定されていることがあり、その場合は指定された年次での体験実施となります。

体験実習の日程・場所

体験実習の日数は、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の計7日間行なうところがほとんどですが、一部都道府県では特別支援学校での受け入れが困難なため、社会福祉施設で7日間体験実習を行います。（東京都、神奈川県、大阪府など）。通常体験は指定の日数を連続して行います。

体験場所は学生の居住地の学校・施設での実施となります。

介護等体験実習の申込手続

「聖徳通信」にて翌年度の介護等体験実習の実施について案内しますので（例年7月から9月の間）、希望者は指定期日までに申込手続をしてください。申込受付は年に一度なので見落としのないようにしてください。介護等体験実習は学生個人での申し込みを受け付けないため、この申込を元に大学が一括して手続を行います。各教育委員会・社会福祉協議会への手続期間は限定されており、事前の調査・準備も各都道府県によって異なるため、申込期限は厳守してください。

介護等体験実習事前指導

介護等体験実習の派遣には事前指導の受講が必須のため、当日欠席等した場合は実習派遣ができません。翌年度以降再度申し込んでください。なお介護等体験実習には事後指導はありません。